

平成23年5月18日

㈱ 東京電力
取締役社長 清水正孝 殿

全国商工会連合会
会長 石澤義文
福島県商工会連合会
(全国連副会長)
会長 田子正太郎

原発事故の被災者への損害賠償の迅速な実施について（要請）

今般の原発事故による被災者と東京電力との損害賠償交渉の基準となる第一次指針が原子力損害賠償紛争審査会において取りまとめられたが、同指針では、政府による避難等の指示に係る損害を中心とした指針内容であり、避難等指示地区以外の営業損害（いわゆる風評被害も含む。）等の多くの事項については、今後の検討事項として先送りされた。

今回の放射性物質の拡散により事業者が被った被害は、避難等対象地区の中小商工業者のみならず福島県はじめ全国に及んでおり、その影響は今後の中小商工業者の経営を大きく圧迫する極めて深刻な被害であり、早急にその救済を行うことが必要である。

については、同審査会が今後策定する中間指針の策定を待たず、下記に掲げる事項については、早急に対応されるよう強く要請する。

記

1. 原発事故の收拾については、地域住民が一刻も早く地域に戻るよう行程表の前倒しの実現を図ること。
2. 原発事故により事業が継続できなくなった避難等地区の中小商工業者に対する、生産・販売などの企業活動が停止している期間中の企業の減収分、休業期間中に支払った地代、リース料、従業員の給与及び諸手当などの費用など、企業活動停止に伴う損害賠償と仮払い等の実行

とりわけ仮払いについては「原子力災害被災中小企業に対する仮払い補償の早期実施に向けた協議会」が発足したところであるが一日も早く仮払いが実現できるよう東京電力側の積極的かつ誠意ある対応を強く望む。

3. 避難等地区の中小商工業者に対する建物、機械、設備の汚染除去又は建替・買換など、原状回復に係る費用補償と仮払い等の実行
4. 避難等地区に限らず、輸出関連産業、観光業、食品加工業など、原発事故に伴う放射能汚染の風評により生産・販売などの企業活動の縮小を余儀なくされた全国の中小商工業者に対する損害補償と仮払い等の実行
5. 原発事故により事業の継続が困難となり、事業の廃止や倒産に至った場合の中小商工業者に対する廃業等に係る費用補償とその後の生活への手厚い補償
6. 避難等地区に主に立地している相双地区12商工会の代表者たちの生の声を直接、東京電力社長に聴いていただく機会を一刻も早く設けていただきたい